

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画子ども局・子ども未来課

法令名	佐賀県青少年健全育成条例	法令番号	昭和52年条例第24号
手続名	有害広告物に対する内容変更、撤去命令等	根拠条項	第18条第2項
処分基準	<p>佐賀県青少年健全育成条例に規定する推奨及び指定並びに勧告の認定基準</p> <p>第2 第12条及び第13条の規定による、有害興行の指定及び有害図書等の指定並びに第18条の規定による有害広告物に対する勧告に関する認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。</p> <p>ア 男女の肉体の全部又は一部を劣情的に描写、表現したもの。</p> <p>イ 性行為等を露骨に描写、表現し、又はせん情的に連想させ、卑わいな感じを与えるもの。</p> <p>ウ 変態的な性欲による行為を描写、表現したもの。</p> <p>エ 性に関する学術的なものであっても、その表現が通常の良い識を超えて著しく卑わい又はせん情的な感じを与えるもの。</p> <p>オ 社会通念上容認されないものを素材とし、その描写、表現が著しく卑わい又はせん情的な感じを与えるもの。</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。</p> <p>ア 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような描写表現をしているもの。</p> <p>イ 殺人、傷害、処刑、残虐等の場面を残忍に描写、表現しているもの。</p> <p>ウ 殺人、傷害、暴行、強盗その他反社会的行為の準備、実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写、表現しているもの。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 子ども未来課
			目次 No. 2